認可地緣団体 高尾台町会 町会長 越野外美夫

令和2年度第1回 高尾台町会役員会の開催について(書面議決)

平素は当町会の事業運営にご協力・ご理解を賜り誠にありがとうございます。

標記について、このたび、令和2年度第1回 高尾台町会役員会を開催する予定でありましたが、今般の"新型コロナウィルス感染拡大防止"の観点から開催が困難となっております。

つきましては、別紙案件について「書面議決」を行いたく、下記書面表決書に、議案ごとに「賛否又は諾否及び意見等」を記載して8月20日(木)必着にて会館に投函していただくようお願いいたします。

なお、本議案は「町会則 第十五条(総会・役員会の成立要件及び議決)」に準じて 議決され、<u>投函なき又は書面表決書に記載なきは「賛成」又は「承認」とみなします</u> のでご注意ください。また、上記の事由によりこのような形式をとりましたことにご 理解をお願いいたします。

本結果につきましては、議事録と合わせてホームページに掲載します。

【書面表決書】

| 丁目 | 番地 | 氏名(自署) |
|--------|-------------|--------|
| 議案1 | 賛成 • | 反対 |
| 議案2 | 賛成 • | 反対 |
| 議案3 | 賛成 • | 反対 |
| 議案4(1) | 承認 • | 不承諾 |
| 議案4(2) | 承認 • | 不承諾 |

(意見等) 記入欄が不足の場合は別紙(様式は適宜) でも可

(別 紙)

令和2年度 第1回 高尾台町会役員会 審議案件

議案1.空気清浄器の設置について

(1)目的

高尾台町会会館内における今般の"新型コロナウィルス感染拡大防止対策"の 一環として、会館内に空気清浄器を設置する。

- (2)機種及び台数並びに費用(概算額)
 - ① 23畳用 1台(1F 集会室) ····120千円
 - ② 10畳用 2台(1F 集会室、事務室)… 40千円×2台 計 200千円

ただし、10畳用は必要に応じて他の部屋への移動用も兼ねる。

議案2. 災害警報等発令時の情報収集用テレビの設置について

(1)目的

近郊に災害警報等が発令された場合において、会館内に必要に応じて「情報連絡室」を開設するが、その際にテレビからの災害等情報の収集のため、テレビを設置する。

(2)費用(概算額)

- ①テレビ(32インチ型相当) 1台(1F 事務室) ··· 60千円
- ②工事費(アンテナケーブル配線等) · · 60千円

計 120千円

議案3.会館防火管理者の選・解任について

(1)目的

『消防計画』第3条(防火管理者の権限と業務)には、「防火管理者は町会長とし、…」と記述されているが、消防署への「選任者届出書」には、荒木善彦氏(現相談役)のままとなっており、先般の立入検査(令和元年5月)の際に不符合を指摘された。また、防火管理者は資格を要するため、この機会に選任者を見直しする。

(2) 防火管理者の変更

- ① 荒木 善彦氏(2丁目8班、現相談役)⇒解任(高齢のため)
- ② 中川 嘉夫氏(前相談役:甲種有資格)⇒選任(相談役に復職)
- ③ 上記に伴い、『消防計画』第3条を次のとおり改正する。 「防火管理者は町会長とし、…」⇒

「防火管理者は選任届出者とし、…」

④ 本件については正規には次期役員会及び定例総会にて審議、承認を行うが、 消防署への「改善計画書」を早期に提出する必要があるため、<u>暫定的な措置</u>と する。

(3)選任(復職)理由

- ① 現在の所属町会は異なるが、前相談役であり、平成29年度まで当町会の 防火管理者にも選任されていた。
- ② 現在、当会館の消防設備の点検・整備の委託業務を行っていることから当該設備に精通している。
- ③ 消防署等との折衝、手続きに精通している。
- ④ 部外(町内会以外)の業者等に委託すると委託契約や消防署への煩雑な手続き等が必要となる。

議案4. その他(報告事項)

- (1) 非接触型検温計、マスク及び消毒液の配備
 - ① 目的

"新型コロナウィルス感染拡大防止対策"の一環として会館に非接触型検温計、マスク及び消毒液を購入、配備した。

- ② 費用(概算額)
 - 非接触型検温計(1個 3千円)
 - マスク (200枚 8千円)
 - 消毒液 (一式 9千円)

(2)回覧物収納棚の設置

① 目的

各班長への回覧物配布の効率化を図るため、上記収納棚を会館入口(前室:施錠なし)に設置した。

② 回覧方法

回覧物が発生した場合は本収納棚に区分け、収納すると共に各班長に連絡 (メール配信)を行う。各班長は各自の都合に合わせて適宜、持ち帰り、回覧 する。

- ③ 費用(概算額)
 - 1台 40千円(中古品)

以上

認可地緣団体 高尾台町会 令和2年度第1回 役員会(書面議決)報告書兼議事録

標記について、町会則 第十五条に準じ、下記のとおり議決されましたので報告いたします。

記

1. 集計年月日 令和 2年 8月27日

2. 集計場所

高尾台町会会館

3. 役員数

53名

4. 有効数

53名(内、未投函者数 8名)

5. 議事経過及び結果(未投函者及び無記入者は賛成とみなします)

| | 結果 | 賛成 (無記入:再掲) | 反対 | 無効 |
|--------|----|-------------|----|----|
| 議案1 | 可決 | 53票(O票) | O票 | O票 |
| 議案2 | 可決 | 53票(0票) | O票 | O票 |
| 議案3 | 可決 | 53票(O票) | O票 | O票 |
| 議案4(1) | 了承 | 53票(1票) | O票 | O票 |
| 議案4(2) | 了承 | 53票(1票) | O票 | O票 |

上記のとおり、議案1~4について有効数の過半数の賛同が得られましたので、 可決又は了承といたします。

この報告書(議事録)が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人(兼集計立合い人)は次に署名捺印する。

令和 2年 8月27日

職 展 越野外美夫



議事録署名人

(兼集計立合い人) 特山馬隆二



議事録署名人

(兼 集計立合い人)





【本件に関する意見等及び回答】

- 議案2. 災害警報等発令時の情報収集用テレビの設置について
 - ①テレビは2台あっても良いかもしれない。
 - <回答>テレビは会館1Fの事務室に設置することを考えているが、事務室が 狭隘なことと必要性を勘案して1台とする。
 - ②停電対策として、無停電電源装置の設置は考えないのか?
 - <回答>会館の停電対策としては既に非常灯が設置されている。 なお、停電の際には安全上及び利便性等を考慮して会館の使用は避けた く、またコストの面からも無停電化は考えていない。
 - ③会館を避難所として開設する場合の避難基準と開設された場合の周知手段を 具体的に議論したらどうか?
 - <回答>本件は当町会近郊に災害発生の恐れがあるとの情報(警報等)を入手した場合に一部の関係者(執行部、防災関係者等)が集まってリアルタイムな各種情報を収集し、対策を検討するための行動であり、会館を避難所として開設することは考えていないが、「一時避難所」としての利用については今後の課題としたい。

議案3. 会館防火管理者の選・解仟について

- ①暫定措置としては同意するが、早期に当町内会員より選任してほしい。
- <回答>今回はあくまで緊急的な暫定措置であり、正規の防火管理者を選任するにあたっては資格の取得及び相当の役職(管理的又は監督的な地位)を必要とするため、これらを勘案して早期に当町内会員より選任する考えである。(次期役員会にて推薦し、総会にて承認予定)
- ②暫定措置としては同意するが、提案の選任者に正規に業務委託するか、早期に 当町内会員から選任すべきだと考える。
- <回答>上記①に同じ。

なお、業務委託という手段もあるが、当町会のケースでは消防署の認可 条件に合致しないと思われる。